52　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)並びに18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 (1)　スプリアス領域における不要発射の強度の許容値 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が−36dB（1mWを0dBとする。以下この52において同じ。）以下の値 (2)　帯域外領域における不要発射の強度の許容値 ア　占有周波数帯幅の許容値が1,400kHzのもの (ｱ)　中心周波数からの離調が0.7MHzを超え1.7MHz以下の周波数帯においては、任意の30kHzの帯域幅における平均電力が−13.7dB以下の値 (ｲ)　中心周波数からの離調が1.7MHzを超え3.2MHz以下の周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が−10dB以下の値 (ｳ)　中心周波数からの離調が3.2MHzを超える周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が−25dB以下の値 (ｴ)　(ｱ)から(ｳ)までの規定にかかわらず、1,895.04MHzを超え1,896.192MHz以下及び1,901.952MHzを超え1,903.104MHz以下の周波数帯においては、1.152MHzの帯域幅における平均電力が−12dB以下の値 イ　占有周波数帯幅の許容値が5,000kHzのもの (ｱ)　中心周波数からの離調が2.5MHzを超え3.5MHz以下の周波数帯においては、任意の30kHzの帯域幅における平均電力が−15dB以下の値 (ｲ)　中心周波数からの離調が3.5MHzを超え6.1MHz以下の周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が−10dB以下の値 (ｳ)　中心周波数からの離調が6.1MHzを超え7.3MHz以下の周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が親機にあつては−29dB以下、子機にあつては−13dB以下の値 (ｴ)　中心周波数からの離調が7.3MHzを超える周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が親機にあつては−36dB以下、子機にあつては−25dB以下の値 (ｵ)　(ｱ)から(ｴ)までの規定にかかわらず、1,895.04MHzを超え1,896.192MHz以下及び1,901.952MHzを超え1,903.104MHz以下の周波数帯においては、1.152MHzの帯域幅における平均電力が−12dB以下の値 ［53～61　略］	52　［同左］ (1)　［同左］ 任意の1MHzの帯域幅における平均電力が−36dB（1mWを0dBとする。以下この51において同じ。）以下の値 (2)　帯域外領域における不要発射の強度の許容値 ア　中心周波数からの離調が1.7MHzを超え2.5MHz以下の周波数帯においては、800kHzの帯域幅における平均電力が−9.8dB以下の値 イ　中心周波数からの離調が2.5MHzを超え3.8MHz以下の周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が−29dB以下の値 ウ　中心周波数からの離調が3.8MHzを超える周波数帯においては、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が−36dB以下の値 ［53～61　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～四の六　略］	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ［一～四の六　同上］